

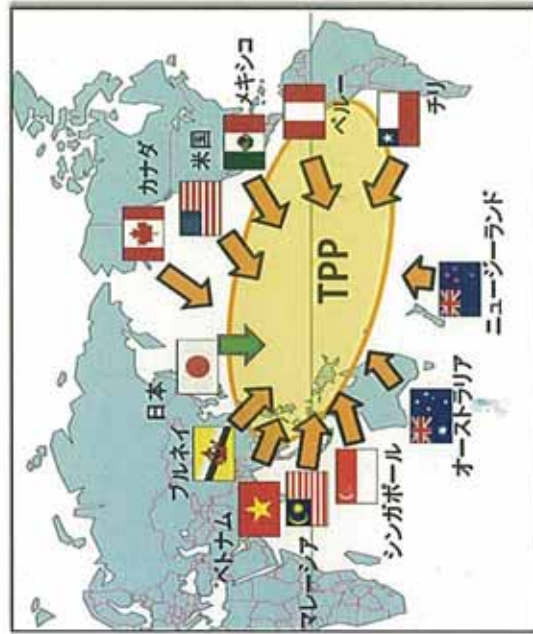
# TPP協定交渉の経緯について

内閣官房TPP政府対策本部

## これまでのTPP関連の主な動き(交渉会合参加前)

|       |                                                                                     |    |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 2004年 | シンガポール、NZ、チリ、ブルネイから成るP4協定が発効                                                        |    |
| 2006年 | 米国が交渉開始意図表明                                                                         |    |
| 2007年 | 米国、TPP協定交渉への参加を議会通知                                                                 |    |
| 2010年 | (交渉会合を4回開催)                                                                         |    |
| 2月    | 第1回会合でP4協定加盟の4か国に加え、米、豪、ペルー、ベトナムの8か国で交渉開始                                           |    |
| 10月   | 菅総理(当時)所信表明演説:<br>「環太平洋パートナーシップ協定交渉等への参加を検討し、アジア太平洋自由貿易圏の構築を目指します」                  | 4  |
| 11月   | 第3回交渉会合でマレーシアが交渉参加。計9か国に<br>菅総理(当時)APEC首脳会議(於:横浜)議長記者会見:「関係国との協議を開始するその姿勢を明確にしたところ」 |    |
| 2011年 | (交渉会合を6回開催)                                                                         |    |
| 11月   | 野田総理(当時)記者会見:交渉参加に向けた関係各国との協議を開始する旨表明                                               | 5  |
| 12月   | TPP交渉参加に向けた関係国との協議に関する関係閣僚会合 第1回会合開催                                                |    |
| 2012年 | (交渉会合を5回開催)                                                                         |    |
| 3月    | カトラー米通商代表補(当時)米アジア・ビジネスサミット冒頭発言:「TPPは医療保険制度の民営化を強要するものではない」                         | 6  |
| 4月    | 日米首脳会談で、オバマ大統領から、自動車、保険、牛肉について関心の表明あり                                               |    |
| 10月   | メキシコ、カナダの交渉参加に関する9か国の国内手続きが終了。計11か国に(※実際の交渉会合への参加は11月)                              |    |
| 2013年 |                                                                                     |    |
| 2月    | 日米首脳会談で、日米の共同声明を発出(TPP交渉参加に際し、一方的に全ての関税を撤廃することをあらかじめ約束することを求められないことを確認する)           | 7  |
| 3月    | 第16回TPP交渉会合(於:シンガポール)<br>安倍総理「交渉参加」表明                                               | 8  |
|       | TPPに関する政府統一試算公表                                                                     |    |
| 4月    | 「TPPに関する主要関係閣僚会議等の設置」にかかる閣議決定<br>TPP政府対策本部設置                                        |    |
|       | 日米協議合意(日米並行協議開始)                                                                    | 11 |
|       | 参・農水委員会決議                                                                           | 12 |
|       | 衆・農水委員会決議                                                                           | 13 |
|       | 交渉参加11か国が日本の交渉参加支持表明(TPPインドネシア閣僚会合)                                                 | 14 |
| 5月    | 第17回TPP交渉会合(於:ペルー)                                                                  |    |

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| 第18回TPP交渉会合(於:コタキナバル)                | 16 |
| 交渉参加11か国の国内手続が終了し、 <b>日本が正式に交渉参加</b> | 17 |
| 第19回TPP交渉会合(於:ブルネイ)                  | 18 |
| TPP首席交渉官中間会合(於:ワシントン)                | 19 |
| TPP首脳・閣僚会合(於:パリ)                     | 20 |
| TPP首席交渉官会合(於:ソルトレイクシティ)              | 21 |
| TPP閣僚会合(於:シンガポール)                    | 22 |
| TPP閣僚会合(於:シンガポール)                    | 23 |
| 日米閣僚協議(於:東京)                         | 24 |
| 日米閣僚協議(於:ワシントン)                      | 25 |
| 日米首脳会談、閣僚協議(於:東京)                    | 26 |
| TPP首席交渉官会合(於:ホーチミン)                  | 27 |
| TPP閣僚会合(於:シンガポール)                    | 28 |
| TPP首席交渉官会合(於:オタワ)                    | 29 |
| TPP首席交渉官会合(於:ハノイ)                    | 30 |
| 日米閣僚協議(於:ワシントン)                      | 31 |
| TPP閣僚会合(於:シドニー)                      | 32 |
| TPP首脳・閣僚会合(於:北京)                     | 33 |
| TPP首席交渉官会合(於:ワシントン)                  | 34 |
| TPP首席交渉官会合(於:ニューヨーク)                 | 35 |
| TPP首席交渉官会合(於:ハワイ)                    | 36 |
| 日米閣僚協議(於:東京)                         | 37 |
| TPP首席交渉官会合(於:メリーランド)                 | 38 |
| 日米首脳会談(於:ワシントン)                      | 39 |
| TPP首席交渉官会合(於:グアム)                    | 40 |
| 米国TPA(貿易促進権限)法成立                     | 41 |
| TPP閣僚会合(於:ハワイ)                       | 42 |
| TPP閣僚会合(於:アトランタ)、 <b>TPP交渉大筋合意</b>   | 43 |
| TPP首脳会合(於:マニラ)                       | 44 |
| 総合的なTPP関連政策大綱を公表                     | 45 |
| TPP協定の経済効果分析を公表                      | 46 |
| TPP署名式(於:オークランド)                     | 47 |
| <b>TPP協定・整備法案閣議決定・国会提出</b>           | 48 |



# ① 交涉会合参加前

6 国を開き未来を拓く主体的な外交の展開

(東アジア地域の安定と繁栄に向けて)

○ また、私が議長を務めるAPEC首脳会議では、米国、韓国、中国、ASEAN、豪州、ロシア等のアジア太平洋諸国と成長と繁栄を共有する環境を整備します。架け橋として、EPA・FTAが重要です。その一環として、環太平洋パートナーシップ協定交渉等への参加を検討し、アジア太平洋自由貿易圏の構築を目指します。東アジア共同体構想の実現を見据え、国を開き、具体的な交渉を一步でも進めたいと思います。

(野田総理)

○ 私としては、明日から参加するホノルルAPEC首脳会合において、TPP交渉参加に向けて関係国との協議に入ることといたしました。もとより、TPPについては、大きなメリットとともに、数多くの懸念が指摘されていることは十二分に認識をしております。

(注)記者会見の全文は、資料集第2分冊(P. 1～5)に掲載。

### 3. 経済

#### (1) TPP・日本経済

○ 野田総理から、日米が協力し、地域における貿易・投資に関する高い水準のルール・秩序を作っていくことの意義は大きい、TPPはアジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)実現のための道筋の一つであると認識しており、昨年11月に表明した総理の考えは変わっていない旨述べ、双方が日米間協議を前進させるようお互い努力することで一致した。その際、オバマ大統領からは、自動車、更には保険、そして従来から取り上げてきた牛肉について関心の表明があった。

(注)「日米共同声明」のTPP部分は、資料集第1分冊(P. 1)に掲載。

## 日米首脳会談(於:ワシントン)後の「日米の共同声明」(2013年2月22日)

両政府は、日本が環太平洋パートナー(TPP)交渉に参加する場合には、全ての物品が交渉の対象とされること、及び、日本が他の交渉参加国とともに、2011年11月12日にTPP首脳によって表明された「TPPの輪郭(アウトライン)」において示された包括的で高い水準の協定を達成していくことになることを確認する。

日本には一定の農産品、米国には一定の工業製品というように、両国ともに二国間貿易上のセンシティブイテイが存在することを認識しつつ、両政府は、最終的な結果は交渉の中で決まっていくものであることから、TPP交渉参加に際し、一方的に全ての関税を撤廃することであらかじめ約束することを求められないことを確認する。

両政府は、TPP参加への日本のあり得べき関心についての二国間協議を継続する。これら協議は進展を見せているが、自動車部門や保険部門に関する残された懸案事項に対処し、その他の非関税措置に対処し、及びTPPの高い水準を満たすことについて作業を完了することを含め、なされるべき更なる作業が残されている。

## 安倍総理記者会見冒頭発言(2013年3月15日):TPP参加表明

本日、TPP/環太平洋パートナーシップ協定に向けた交渉に参加する決断をいたしました。その旨、交渉参加国に通知をいたします。

国論を二分するこの問題について、私自身、数多くの様々な御意見を承ってまいりました。そうした御意見を十分に吟味した上で、本日の決断に至りました。なぜ私が参加するという判断をしたのか、そのことを国民の皆様にご説明をいたします。

今、地球表面の3分の1を占め、世界最大の海である太平洋がTPPにより、一つの巨大な経済圏の内地になるうとしています。TPP交渉には、太平洋を取り囲む11か国が参加をしています。TPPが目指すものは、太平洋を自由に、モノやサービス、投資などが行き交う海とすることです。世界経済の約3分の1を占める大きな経済圏が生まれます。

いまだ占領下にあった昭和24年。焼け野原の前に、戦後最初の通商白書はこう訴えました。「通商の振興なくしては、経済の自立は望み得べくもない」。その決意の下に、我が国は自由貿易体制の下で、繁栄をつかむ道を選択したのであります。1955年、アジアの中でいち早く、世界の自由貿易を推進するGATTに加入しました。輸出を拡大し、日本経済は20年間で20倍もの驚くべき成長を遂げました。1968年には、アメリカに次ぐ、世界第2位の経済大国となりました。

そして今、日本は大きな壁にぶつかっています。少子高齢化。長引くデフレ。我が国もいつしか内向き志向が強まってしまったのではないのでしょうか。その間に、世界の国々は、海外の成長を取り込むべく、開放経済へとダイナミックに舵を切っています。アメリカと欧州は、お互いの経済連携協定の交渉に向けて動き出しました。韓国もアメリカやEUと自由貿易協定を結ぶなど、アジアの新興国も次々と開放経済へと転換をしています。日本だけが内向きになってしまったら、成長の可能性もありません。企業もそんな日本に投資することはないでしょう。優秀な人材も集まりません。

TPPはアジア・太平洋の「未来の繁栄」を約束する枠組みです。

関税撤廃した場合の経済効果については、今後、省庁ばらばらではなく、政府一体で取り組んでいくための一つの土台として試算を行いました。全ての関税をゼロとした前提を置いた場合でも、我が国経済には、全体としてプラスの効果が見込まれています。

この試算では、農林水産物の生産は減少することを見込んでいます。しかしこれは、関税は全て即時撤廃し、国内対策は前提としない、という極めて単純化された仮定での計算によるものです。実際には、今後の交渉によって我が国のセンシティブ品目への特別な配慮など、あらゆる努力により、悪影響を最小限にとどめることは当然のことです。

今回の試算に含まれなかったプラスの効果も想定されます。世界経済の3分の1を占める経済圏と連結することによる投資の活性化などの効果も、更に吟味をしていく必要があります。

詳細については、TPPに関する総合調整を担当させることにした甘利大臣から後ほど説明させていただきます。

## 安倍総理記者会見冒頭発言(2013年3月15日):TPP参加表明(続き)

TPPの意義は、我が国への経済効果だけにとどまりません。日本が同盟国である米国とともに、新しい経済圏をつくります。そして、自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった普遍的価値を共有する国々が加わります。こうした国々と共に、アジア太平洋地域における新たなルールをつくり上げていくことは、日本の国益となるだけでなく、必ずや世界に繁栄をもたらすものと確信をしております。

さらに、共通の経済秩序の下に、こうした国々と経済的な相互依存関係を深めていくことは、我が国の安全保障にとっても、また、アジア・太平洋地域の安定にも大きく寄与することは間違いありません。

日本と米国という二つの経済大国が参画してつくられる新たな経済秩序は、単にTPPの中だけのルールにはとどまらないでしょう。その先にある東アジア地域包括的経済連携/RCEPや、もっと大きな構想であるアジア太平洋自由貿易圏/FTAAPにおいて、ルールづくりのたたき台となるはずです。

今がラストチャンスです。この機会を逃すということは、すなわち、日本が世界のルールづくりから取り残されることにほかなりません。「TPPがアジア・太平洋の世紀の幕開けとなった」。後世の歴史家はそう評価するに違いありません。アジア太平洋の世紀。その中心に日本は存在しなければなりません。

TPPへの交渉参加はまさに国家百年の計であると私は信じます。

残念ながら、TPP交渉は既に開始から2年が経過しています。既に合意されたルールがあれば、遅れて参加した日本がそれをひっくり返すことが難しいのは、厳然たる事実です。残されている時間は決して長くありません。だからこそ、1日も早く交渉に参加しなければならぬと私は考えました。

日本は世界第3位の経済大国です。一旦交渉に参加すれば必ず重要なプレイヤーとして、新たなルールづくりをリードしていくことができると思います。

一方で、TPPに様々な懸念を抱く方々がいらっしゃるの当然です。だからこそ先の衆議院選挙で、私たち自由民主党は、「聖域なき関税撤廃を前提とする限り、TPP交渉参加に反対する」と明確にしました。そのほかにも国民皆保険制度を守るなど5つの判断基準を掲げています。私たちは国民との約束は必ず守ります。そのため、先般オバマ大統領と直接会談し、TPPは聖域なき関税撤廃を前提としないことを確認いたしました。そのほかの5つの判断基準についても交渉の中ですっかり守っていく決意です。

交渉力を駆使し、我が国として守るべきものは守り、攻めるものは攻めていきます。国益にかなう最善の道を追求してまいります。

最も大切な国益とは何か。日本には世界に誇るべき国柄があります。息を飲むほど美しい田園風景。日本には、朝早く起きて、汗を流して田畑を耕し、水を分かち合いながら五穀豊穡を祈る伝統があります。自助自立を基本としながら、不幸にして誰かが病に倒れば村の人たちがみんなで助け合う農村文化。その中から生まれた世界に誇る国民皆保険制度を基礎とした社会保障制度。これらの国柄を私は断固として守ります。

基幹的農業従事者の平均年齢は現在66歳です。20年間で10歳ほど上がりました。今の農業の姿は若い人たちの心を残念ながら惹き付けているとは言えません。耕作放棄地はこの20年間で約2倍に増えました。今や埼玉県全体とほぼ同じ規模です。このまま放置すれば、農村を守り、美しいふるさとを守ることはできません。これらはTPPに参加していない今でも既に目の前で起きている現実です。若者たちが将来に夢を持てるような強くて豊かな農業、農村を取り戻さなければなりません。

日本には四季の移ろいの中できめ細やかに育てられた農産物があります。豊かになりつつある世界において、おいしくて安全な日本の農産物の人気が高まることは間違いありません。

大分県特産の甘い日田梨は、台湾に向けて現地産の5倍という高い値段にもかかわらず、輸出されています。北海道では雪国の特徴を活かしたお米で、輸出を5年間で8倍に増やした例もあります。攻めの農業政策により農林水産業の競争力を高め、輸出拡大を進めることで成長産業にしていきたいと思います。そのためにもTPPはピンチではなく、むしろ大きなチャンスであります。

その一方で、中山間地などの条件不利地域に対する施策を、更に充実させることも当然のことです。東日本大震災からの復興への配慮も欠かせません。

農家の皆さん、TPPに参加すると日本の農業は崩壊してしまうのではないかと、そういう切実な不安の声を、これまで数多く伺ってきました。私は、皆さんの不安や懸念をしっかりと心に刻んで交섭に臨んでまいります。あらゆる努力によって、日本の「農」を守り、「食」を守ることをここにお約束します。

関税自主権を失ってしまうのではないかとという指摘もあります。しかし、TPPは全ての参加国が交渉結果に基づいて関税を削減するものであって、日本だけが一方的に関税を削減するものではありません。そのほかにも様々な懸念の声を耳にします。交渉を通じ、こうした御意見にもしっかりと対応していきます。そのことを御理解いただくためにも、国民の皆様には、今後状況の進展に応じて、丁寧に情報提供していくことをお約束させていただきます。

その上で、私たちが本当に恐れるべきは、過度の恐れをもって何もしないことではないでしょうか。前進することをためらう気持ち、それ自身です。私たちの次の世代、そのまた次の世代に、将来に希望を持てる「強い日本」を残していくために、共に前に進もうではありませんか。

本日、私が決断したのは交渉への参加に過ぎません。まさに入口に立ったに過ぎないのであります。国益をかけた交渉はこれからです。私はお約束します。日本の主権は断固として守り、交渉を通じて国益を踏まえて、最善の道を実現します。

私からは、以上であります。

(注)質疑応答も含めた全文は、資料集第2分冊(P. 12~19)に掲載。

## 日米協議の合意(日米並行協議開始)の概要(2013年4月12日)

佐々江駐米大使とマランティス米国通商代表代行との交換書簡【概要】

- 日本が他の交渉参加国とともに、「TPPの輪郭」において示された包括的で高い水準の協定を達成していくことを確認するとともに、日米両国が経済成長促進、二国間貿易拡大、及び法の支配を更に強化するため、共に取り組んでいく
- この目的のため、両国政府は、TPP交渉と並行して、保険、透明性／貿易円滑化、投資、知的財産権、規格・基準、政府調達、競争政策、急送便及び衛生植物検疫措置の分野における複数の鍵となる非関税措置に取り組むことを決定
- 米国が長期にわたり懸念を継続して表明してきた自動車分野の貿易に関し、
  - ・ TPP交渉と並行して自動車貿易に関する交渉を行うことを決定(交渉は、自動車貿易TORに従い、日本がTPP交渉に参加した時点で開始)
- ・ TPPの市場アクセス交渉を行う中で、米国の自動車関税がTPP交渉における最も長い段階的な引下げ期間によって撤廃され、かつ、最大限に後ろ倒しされること、及び、この扱いは米韓FTAにおける米国の自動車関税の取り扱いを実質的に上回るものとなることを確認
- 日本には一定の農産品、米国には一定の工業製品といった二国間貿易上のセンシティブティが両国にあることを認識しつつ、TPPにおけるルール作り及び市場アクセス交渉において緊密に共に取り組んでいく

(注) 交換書簡と自動車貿易TORの全文は、資料集第2分冊(P. 23～28)に掲載。

# 参議院・農林水産委員会による決議(2013年4月18日)

## 環太平洋パートナーシップ(TPP)協定交渉参加に関する決議

本年3月15日、安倍内閣総理大臣はTPP協定交渉への参加を表明し、4月12日、TPP協定交渉参加に向けた日米協議に合意した。そもそも、TPPは原則として関税を全て撤廃することとされており、我が国の農林水産業や農山漁村に深刻な打撃を与え、食料自給率の低下や地域経済・社会の崩壊を招くとともに、景観を保ち、国土を保全する多面的機能も維持できなくなるおそれがある。また、TPPにより食の安全・安心が脅かされるなど国民生活にも大きな影響を与えることが懸念される。

これまで本委員会では、平成18年12月に「日豪EPAの交渉開始に関する件」を、平成23年12月に「環太平洋パートナーシップ(TPP)協定交渉参加に向けた関係国との協議に関する件」をそれぞれ決議し、二国間、複数国間の経済連携協定が、我が国の農林水産業や国民生活に悪影響を与えることがないよう、政府に十分な対応を求めてきたところである。

こうした中、本年2月に行われた日米首脳会談における共同声明では、「日本には一定の農産品、米国には一定の工業製品というように、両国ともに二国間貿易上のセンシティブティが存在することを認識したとしており、政府は、この日米首脳会談において「聖域なき関税撤廃が前提ではない」旨確認したとして、TPP協定交渉への参加を決定した。

しかしながら、我が国には一定の農産品以外にも、守り抜くべき国益が存在し、この確認がどのように確保されていくのかについても、その具体的内容はいまだ明らかにされていない。そのため、各界各層の懸念はいまだに払拭されておらず、特に、交渉参加について農林水産業関係者をはじめ、幅広い国民の合意が形成されている状況ではない。

よって政府は、これらを踏まえ、TPP協定交渉参加に当たり、左記の事項の実現を図るよう重ねて強く求めるものである。

## 記

- 1 米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物などの農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となるよう除外又は再協議の対象とすること。10年を超える期間をかけた段階的な関税撤廃も含め認めないこと。
- 2 残留農薬・食品添加物の基準、遺伝子組換え食品の表示義務、遺伝子組換え種子の規制、輸入原材料の原産地表示、BSEに係る牛肉の輸入措置等において、食の安全・安心及び食料の安定生産を損なわないこと。
- 3 国内の温暖化対策や木材自給率向上のための森林整備に不可欠な合板、製材の関税に最大限配慮すること。
- 4 漁業補助金等における国の政策決定権を維持すること。仮に漁業補助金につき規律が設けられなくても、過剰漁獲を招くものに限定し、漁港整備や所得支援など、持続的漁業の発展や多面的機能の発揮、更には震災復興に必要なものが確保されるようにすること。
- 5 濫訴防止策等を含まない、国の主権を損なうようなSD条項には合意しないこと。
- 6 交渉に当たっては、二国間交渉等にも留意しつつ、自然的・地理的条件に制約される農林水産分野の重要五品目などの聖域の確保を最優先し、それが確保できないと判断した場合は、脱退も辞さないものとする。
- 7 交渉により収集した情報については、国会に速やかに報告するとともに、国民への十分な情報提供を行い、幅広い国民的議論を行うよう措置すること。
- 8 交渉を進める中においても、国内農林水産業の構造改革の努力を加速するとともに、交渉の帰趨いかんでは、国内農林水産業、関連産業及び地域経済に及ぼす影響が甚大であることを十分に踏まえて、政府を挙げて対応すること。

右決議する。

# 衆議院・農林水産委員会による決議(2013年4月19日)

## 環太平洋パートナーシップ(TPP)協定交渉参加に関する決議

本年3月15日、安倍内閣総理大臣はTPP協定交渉への参加を表明し、4月12日、TPP協定交渉参加に向けた日米協議に合意した。そもそも、TPPは原則として関税を全て撤廃することとされており、我が国の農林水産業や農山漁村に深刻な打撃を与え、食料自給率の低下や地域経済・社会の崩壊を招くとともに、景観を保ち、国土を保全する多面的機能も維持できなくなるおそれがある。また、TPPにより食の安全・安心が脅かされるなど国民生活にも大きな影響を与えることが懸念される。

これまで本委員会では、平成18年12月に「日豪EPAの交渉開始に関する件」を、平成23年12月に「環太平洋パートナーシップ(TPP)協定交渉参加に向けた関係国との協議に関する件」をそれぞれ決議し、二国間、複数国間の経済連携協定が、我が国の農林水産業や国民生活に悪影響を与えないよう、政府に十分な対応を求めてきたところである。

こうした中、本年2月に行われた日米首脳会談における共同声明では、「日本には一定の農産品、米国には一定の工業製品というように、両国ともに二国間貿易上のセンシティブアイテムが存在することを認識した」としており、政府は、この日米首脳会談において「聖域なき関税撤廃が前提ではない」旨確認したとして、TPP協定交渉への参加を決定した。

しかしながら、我が国には一定の農産品以外にも、守り抜くべき国益が存在し、この確認がどのように確保されていくのかについても、その具体的内容はいまだ明らかにされていない。そのため、各界各層の懸念はいまだに払拭されておらず、特に、交渉参加について農林水産業関係者をはじめ、幅広い国民の合意が形成されている状況ではない。

よって政府は、これらを踏まえ、TPP協定交渉参加に当たり、左記の事項の実現を図るよう重ねて強く求めるものである。

## 記

- 1 米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物などの農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となるよう除外又は再協議の対象とすること。10年を超える期間をかけた段階的な関税撤廃も含め認めないこと。
- 2 残留農薬・食品添加物の基準、遺伝子組換え食品の表示義務、遺伝子組換え種子の規制、輸入原材料の原産地表示、BSEに係る牛肉の輸入措置等において、食の安全・安心及び食料の安定生産を損なわないこと。
- 3 国内の温暖化対策や木材自給率向上のための森林整備に不可欠な合板、製材の関税に最大限配慮すること。
- 4 漁業補助金等における国の政策決定権を維持すること。仮に漁業補助金につき規律が設けられるとしても、過剰漁獲を招くものに限定し、漁業補助金や所得支援など、持続的漁業の発展や多面的機能の発揮、更には震災復興に必要なものが確保されるようにすること。
- 5 濫訴防止策等を含まない、国の主権を損なうようなISD条項には合意しないこと。
- 6 交渉に当たっては、二国間交渉等にも留意しつつ、自然的・地理的条件に制約される農林水産分野の重要五品目などの聖域の確保を最優先し、それが確保できないと判断した場合は、脱退も辞さないものとする。
- 7 交渉により収集した情報については、国会に速やかに報告するとともに、国民への十分な情報提供を行い、幅広い国民的議論を行うよう措置すること。
- 8 交渉を進める中においても、国内農林水産業の構造改革の努力を加速するとともに、交渉の帰趨いかんでは、国内農林水産業、関連産業及び地域経済に及ぼす影響が甚大であることを十分に踏まえて、政府を挙げて対応すること。

右決議する。

【注1】本決議については、自由民主党、民主党、無所属クラブ、公明党及び生活の党が「賛成」、日本維新の会、みんなの党が「反対」した。

【注2】同内容の4月18日参・農林水産委員会における決議については、民主党・新緑風会、自由民主党・無所属の会、公明党、生活の党及びみどりの風が「賛成」、日本共産党、みんなの党が「反対」した。

## 日本のTPP協定交渉への参加承認(2013年4月20日)

### TPP閣僚会合に関する共同声明

2013年4月20日

「環太平洋パートナーシップ閣僚は、重要な課題での前進のための道筋を描き、日本の参加に関する今後の段取りを確認」

インドネシア・スラバヤ　環太平洋パートナーシップ(TPP)関係11か国(豪州、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国及びベトナム)の貿易大臣は、アジア太平洋経済協力(APEC)貿易担当大臣会合の機会に会合を持ち、TPP首脳の指示に従って2013年中に交渉を妥結することができるよう、残された課題で前進するための道筋を描いた。貿易大臣はまた、日本のTPP参加への関心についての議論の状況についても話し合った。

各国の交渉チームが5月15—24日にペルー・リマで開催される次回交渉会合に向けた準備を行う中で、貿易大臣は、いくつかの分野においてTPP交渉を前進させるための今後の段取りについて合意した。貿易大臣は、交渉官に対し、いくつかの章の作業を完了するとともに、知的財産、競争/国営企業、環境、物品・サービス/投資・政府調達の市場アクセスのパッケージを含む、より困難な残された課題での進展を加速するよう、指示した。貿易大臣は、センシティブな懸案事項への解決策を見出し、高い水準で野心の高い包括的な協定というTPP首脳目標を今年達成するべく、今後数ヶ月の自身の関与を強めていくことを約束した。

貿易大臣はまた、各TPP参加国が、TPP参加への日本の関心についての日本との二国間協議を終了したことを確認した。本日、貿易大臣は、他の参加国が進捗中の交渉に参加した時と同様に、妥結に向けて交渉が引き続き速やかに進められるような方法により、日本の参加プロセスを完了させることをコンセンサス(全会一致)により合意した。日本はその後、現交渉参加各国の国内手続が完了次第、TPP交渉に参加することができる。

日本の参加により、TPP参加国は世界のGDPの約40%、世界の全貿易額の3分の1を占めることになる。TPP参加国の大臣は、日本の交渉参加は、TPPの経済的意義や、TPPがアジア太平洋自由貿易圏に向けた道筋として有望であることを強調するものであることに言及した。

(了)

## ② 交渉会合参加後

## 第18回TPP交渉会合(於:コタキナバル)の概要(2013年7月)

### 1. 会合日程

7月23日～25日 首席交渉官会合(鶴岡首席交渉官及び分野別の交渉官が出席)

### 2. 結果概要

- 7月15日から25日まで、マレーシアのコタキナバルにおいて、第18回TPP交渉会合が開催され、我が国は23日午後から正式に交渉に参加し、精力的に交渉を行うとともに、甘利TPP担当大臣も担当閣僚として、現地との連絡を緊密に維持。日本のTPP交渉への参加について、各国からは歓迎の意が表明された。
- 我が国は、首席交渉官会合の他、知的財産、政府調達、原産地規則、環境、制度的事項の5分野の作業部会に参加。24日午後と25日は「日本セッション」が開催され、首席交渉官に加えて、各分野の交渉官が参加し、分野別の議論を行った。また、代表団は二国間でも各国と頻繁に接触した。
- 今回の交渉会合では、TPP交渉に臨む我が国の基本的立場を説明したほか、交渉状況について各国から説明を受け、議論を行った。
- 安倍総理が常々述べているように、アジア太平洋地域における新たなルールを作り上げていくことは、日本の国益となるだけでなく、世界に繁栄をもたらし、この地域の安定にも貢献するものであり、日本が一旦交渉に参加した以上、重要なプレイヤーとして、新たなルールづくりをリードしていく旨表明するとともに、我が国として、守るべきものは守り、攻めるべきものは攻め、積極的かつ建設的に議論に参加するという基本的な姿勢を明らかにした。
- 限られた時間を最大限に有効活用するため、我が国が主催して、24日の夕刻以降に非公式分科会を開催し、各国の首席交渉官及び分野別の交渉官の参加を得て、議論を行った。
- 交渉参加と同時に交渉テキストにもアクセス可能となり、現在、21分野の交渉官が交渉テキストの精査・分析を鋭意進めており、今後の交渉に備える。

(注)本会合後に発表された「メディア声明」は、資料集第1分冊(P. 2)に掲載。

## 第19回TPP交渉会合(於:ブルネイ)の概要(2013年8月)

### 1. 会合日程

8月22日～23日 閣僚会合(甘利TPP担当大臣が出席)

8月24日～30日 首席交渉官会合(鶴岡首席交渉官及び分野別の交渉官が出席)

### 2. 結果概要

- 8月22日、23日にブルネイにおいて、TPP閣僚会合が開催され、我が国からは甘利TPP担当大臣が出席した。早急に具体的成果を出すよう首席交渉官、各分野の交渉官に指示が出された。この指示に基づき、8月24日～30日まで交渉会合を開催し、精力的に議論を継続した。
- 首席交渉官会合の他、市場アクセス、原産地規則、知的財産、政府調達、環境、競争、金融サービス、投資、一時的入国、非適合措置の作業部会が開催された。
- 市場アクセスについては、各国と順次、二国間協議を実施。ルール分野でも、投資、金融サービス、原産地規則で議論が進展。知的財産、競争、環境については、いくつかの論点で調整が必要であり、今後分野別中間会合、バイ協議で議論を継続することとした。
- あわせて、ステークホルダー(利害関係者)会合も開催された。我が国首席交渉官を含め各国の交渉関係者が国内外のステークホルダーと意見交換を行った。また、我が国のステークホルダーに対する説明会を3回実施した。
- 日本の記者に対しては、日本独自の会見を毎日行い、積極的な情報発信に努めた。

(注)本会合後に発表された「共同プレス声明」「共同プレスリリース」は、資料集第1分冊(P. 3～4)に掲載。

### 1. 会合日程

9月18日～21日 首席交渉官中間会合(鶴岡首席交渉官及び分野別の交渉官が出席)

### 2. 結果概要

- 今回の首席交渉官会合は、10月にバリで開催されるTPP会合に向けた準備の一環として、中間会合として開催され、政治レベルに上げて議論するための基盤を固めた。
- 具体的には、交渉各分野の議論状況について各分野の交渉官から報告を受け、首席交渉官レベルで評価を行った。議論が残されている論点について、閣僚に上げるべき事項、事務的に解決すべき事項を整理し、できる限り交渉の前進を図った。事務的に解決すべき論点については、テーマごとに首席交渉官レベルで議論を整理し、各分野の交渉官に具体的指示を順次発出した。
- また、10月バリ会合の進め方について議論を行い、バリ会合後も引き続き議論が必要な論点については、着地点を閣僚が示すこととし、それ以外の論点については、バリ会合で閣僚に報告し、閣僚が具体的な解決策を提示することとした。
- 今後、中間会合の結果を踏まえて、閣僚が10月のバリ会合で議論するための準備を早急に進めていくことで認識が共有された。

# TPP首脳・閣僚会合(於:パリ)の概要(2013年10月)

## 1. 会合日程

- 10月1、2、4、5日 首席交渉官会合(鶴岡首席交渉官及び分野別の交渉官が出席)  
10月3、4、6日 閣僚会合(全体会合、バイ会談)(甘利TPP担当大臣が出席)  
10月8日 首脳会合(安倍総理、甘利TPP担当大臣が出席)

## 2. 結果概要

### (1) 首席交渉官会合、閣僚会合

○ 首席交渉官会合、閣僚会合において、物品市場アクセス、サービス、投資、電子商取引、知的財産、国有企業、環境など交渉分野全般にわたって議論を行い、残された論点、今後のステップ等について整理。

○ 我が国は、閣僚会合の場で、交渉が難航している知的財産について、政治的に解決しなければならぬ課題を整理するなど、いくつかの論点について交渉の前進へ向け、積極的な貢献を果たした。

### (2) 首脳会合

○ 首脳会合においては、議長(キー・ニュージールランド首相)から、様々な困難がある中で、安倍総理自身の決断により日本がTPP交渉に参加することとなったことについて、高く評価する旨の発言があった。

○ 冒頭、新規加盟国(カナダ、メキシコ、日本)首脳の発言が求められ、安倍総理から「TPPは、モノだけではなくサービスや投資、知財、あるいは環境といった分野を含む21世紀型の新しい経済統合の枠組みを作っていく協定であって、アジア太平洋全体の大きな自由経済圏を作っていく第一歩にしなければならない。そして、それによって、すべての地域の人々がより豊かになっていくものでなければならない」という趣旨の発言を行った。

○ また、声明のとりまとめ直前に安倍総理が発言を求め、「難しい問題が残っているが、閣僚、交渉官に指示を出すのが首脳の任務である」と指摘し、総理発言を引用しながらとりまとめを行い、首脳声明が採択された。

○ 首脳会合、閣僚会合など、一連の会合を通じて、交渉妥結へ向けた道筋や政治的課題が明確になったと評価することができる。

○ また、知的財産分野については、日本で中間会合を開催することを各国と調整中。最も難しい分野の一つである知的財産分野の調整役を担うことにより、交渉の年内妥結へ向け、日本も積極的役割を果たしていく。

(注)本会合後に発表された「TPP貿易閣僚による首脳への報告書」、及び「TPP首脳声明」は、資料集第1分冊(P. 5～9)に掲載。

## 1. 会合日程

11月19日～24日 首席交渉官会合(鶴岡首席交渉官及び分野別の交渉官が出席)

## 2. 結果概要

○ 会合では、交渉分野全般にわたって、各分野の未合意の論点について詰めの議論が行われた。扱った分野は以下の18分野。

知的財産、国有企業、環境、労働、

物品市場アクセス、繊維、越境サービス、一時的入国、金融サービス、

NCM(投資・サービスの市場アクセスにかかる非適合措置)、

投資、政府調達、電子商取引、

原産地規則、貿易円滑化、SPS、TBT、

法的・制度的事項

○ また上記と並行して、16分野(上記のうち貿易円滑化、法的・制度的事項以外)について、分科会(ワーキンググループ)が開催され、首席交渉官会合における指示を踏まえ、各交渉官による精力的な調整が行われた。

※ 物品市場アクセスについては、分科会と並行して、11か国すべてと二国間交渉を行った。

○ ソルトレイクシティ会合における議論を通じて、未合意の論点の多くについて整理がなされた。

## 1. 会合日程

12月7日～10日 閣僚会合(西村内閣府副大臣が出席)

## 2. 結果概要

- 閣僚レベルで全体会合、少数国会合を行い、物品市場アクセス、投資、知的財産、国有企業、環境、電子商取引、SPS、金融サービス、原産地規則、法的・制度的事項など交渉分野全般にわたって議論を行い、残された課題について、各国の立場の差を縮め、着地点を探る作業を行った。
- 妥結には至らなかったが、今回の会合で、閣僚レベルでの率直な意見交換を通じて、残された主要課題の大部分について、潜在的な「着地点」を特定し、交渉妥結へ向け実質的な進展が見られた。
- 今後、市場アクセス、ルール分野の両面において交渉終結へ向けた作業を、各国が柔軟性をもって継続することとなった。

(注)本会合後に発表された「TPP参加国閣僚・代表声明」は、資料集第1分冊(P. 10)に掲載。

## TPP閣僚会合(於:シンガポール)の概要(2014年2月)

### 1. 会合日程

2月17日～21日 首席交渉官会合(鶴岡首席交渉官及び分野別の交渉官が出席)

2月22日～25日 閣僚会合(甘利TPP担当大臣が出席)

### 2. 結果概要

- 今回の閣僚会合では、各分野に残された課題の解決を目指し、SPS、投資、金融サービス、法的・制度的事項、国有企業、電子商取引、市場アクセス(物品、繊維、サービス・投資、金融サービス、政府調達、一時的入国)、原産地規則、貿易円滑化、知的財産について全体会合で議論を行った。
- また、全体会合に加え、マレーシア、ベトナム、オーストラリア、ブルネイ、シンガポール、米国、カナダ、ペルー、ニュージーランド、メキシコとのバイ会談も行い、二国間の懸案事項について協議を行った。
- ルール分野については、これまで難しい課題が残されていた分野を含め、多くの分野で大きな進展があった。また、交渉官に対し、課題の解決へ向けた具体的指示が出された。
- 市場アクセスについては、各国が二国間交渉を通じ、物品だけでなく、サービス、投資、政府調達、一時的入国など市場アクセス全般にわたって精力的に交渉を進めた。我が国も、すべての国と二国間交渉を行い、実質的な協議を進めた。
- 農産品のいわゆる「重要5品目」については、一連の二国間交渉や全体会合の場で、我が国には衆参農水委員会の決議があり、センシティブアイテムがあることを粘り強く説明し、各国の理解を求めた。
- また、TPPは、モノの関税撤廃だけでなく、サービス、投資、政府調達、一時的入国といった市場アクセス全般、更にはルール分野も含めた幅広い交渉であり、交渉分野全体で、包括的でバランスのとれた合意を目指すべきだという我が国の考え方を繰り返し強調した。
- 日米間では、甘利TPP担当大臣とフロマン米國通商代表が二度にわたり会談を行い、その間、事務レベルでも折衝を続けた。双方の立場にはまだ隔たりがあるが、閣僚同士の会談を通じて議論が深まった。日米間の懸案の解決へ向け、事務レベルで引き続き折衝を続ける。
- 今次会合を通じ、各国が抱える政治的困難に配慮しながら、アジア太平洋地域に21世紀型の新たな経済統合協定を共に作るという共通の機運と信頼関係が醸成された。我が国としては、早期妥結に向け、引き続き関係国とともに最大限努力していく。

(注)本会合に発表された「共同プレス声明」は、資料集第1分冊(P. 11)に掲載。

- 4月9日から10日まで、東京において甘利TPP担当大臣とフロマン米国通商代表が、TPP交渉における日米間の残された課題について集中的に交渉を行った。
- 両閣僚は、一対一の話し合いも行いながら、農産品のいわゆる「重要5品目」と自動車に関する日米双方の立場や事情について、率直な意見交換を行った。
- 日本側からは、TPPが高いレベルの自由化を目指していることを念頭に置きつつ、衆参農林水産委員会の決議等と整合的な成果を得る必要があることを繰り返し主張した。
- 今回の交渉を通じ一定の進展はあったが、双方の立場には依然として相当の距離感がある。
- 引き続き交渉を継続していくこととなった。

- 4月16日から18日まで、甘利TPP担当大臣が訪米し、ワシントンにおいて、フロマン米国通商代表と一対一の話し合いも行いながら、日米間の残された懸案事項である農産品のいわゆる「重要5品目」と自動車について厳しい協議を行った。
- 米国側からは、TPPが高いレベルの自由化を目指していることを、日本側からは、衆参農林水産委員会の決議と整合的な成果を得る必要があることを繰り返し主張した。
- これらの協議を通じ一定の進展はあったが、双方の立場には依然として相当の距離がある。
- オバマ大統領の訪日を控え、引き続き交渉を継続していく。

○ 4月24日の日米首脳会談において、安倍総理とオバマ大統領は、TPPは、アジア太平洋地域に一つの経済圏を創り、普遍的価値を共有する国々と新たなルールを作り上げるものであり、地域全体にとって戦略的に極めて重要であるとの認識で完全に一致した。

○ 今回の日米首脳会談を一つの節目として、日米間の懸案を解決すべく、甘利TPP担当大臣とフロマン米国通商代表の間で精力的かつ真摯な交渉を行うこととした。

○ 安倍総理とオバマ大統領からは、両閣僚に対し、残された作業を決着させ、TPP交渉全体を早期に妥結させるよう、指示が出された。

※ この首脳の指示を受け、首脳会談後に早速、甘利TPP担当大臣とフロマン米国通商代表が精力的に協議を行った。

（注）本会談後に発表された、日米共同声明「アジア太平洋及びこれを越えた地域の未来を形作る日本と米国」のTPP部分は、資料集第1分冊（P. 12）に掲載。

## 1. 会合日程

5月12日～15日 首席交渉官会合(鶴岡首席交渉官及び分野別の交渉官が出席)

## 2. 結果概要

- 会合では、労働、法的・制度的事項、投資／サービス、物品市場アクセス(テキスト)、原産地規則、繊維、金融サービス、知的財産等について議論がなされた。
- 並行して、知的財産、国有企業、環境、繊維、投資、法的・制度的事項、原産地規則、NCM(非適合措置)に関する分科会が開催された。
- 上記期間中、我が国は、物品市場アクセスについて、10か国と二国間協議を行った。

## 1. 会合日程

5月19日～20日 閣僚会合(甘利TPP担当大臣が出席)

## 2. 結果概要

- 今回の閣僚会合では、先日の日米協議の進展を踏まえ、各国間の二国間交渉を加速し、閣僚間で交渉全体の進捗を評価することを目指し、市場アクセス、ルールの双方で残された論点について交渉が前進するよう全体会合で議論を行った。
- その上で、今後の作業については、分野ごとに、①事務レベルで決着すべき論点、②閣僚レベルで決断すべき政治的課題に仕訳し、交渉官にしっかりとマンデートを与えて交渉をさせることとした。更に、7月に首席交渉官会合を開催するよう指示を出した。
- また、全体会合に加え、米国、ニュージーランド、マレーシア、シンガポール、ペルー、チリ、豪州、メキシコとのバイ会談も行い、二国間の懸案事項について協議を行った。
- 市場アクセスについては、各国が二国間交渉を通じ、物品だけでなく、サービス、投資、政府調達、一時的入国など市場アクセス全般にわたって精力的に交渉を進めた。我が国も、8か国と二国間 交渉を行い、実質的な協議を進めた。
- ルール分野については、知的財産、国有企業、環境について、作業の進捗状況の報告を受け、更なる議論を行っていくこととした。
- 日米間では、甘利TPP担当大臣とフロマン米国通商代表が全体会合が始まる前に会談を行い、全体の閣僚会合の進め方、そのための日米協力の方法について相談を行った。また、残されている日米の課題について、事務レベル協議を進めるため、事務レベルの折衝を精力的に行った。日米間の懸案の解決へ向け、事務レベルで引き続き折衝を続ける。
- 交渉は最終局面を迎えており、我が国としては、早期妥結に向け、引き続き関係国とともに最大限努力していく。

(注)本会合後に発表された「共同プレス声明」は、資料集第1分冊(P. 13)に掲載。

## 1. 会合日程

7月3日～12日 首席交渉官会合(鶴岡首席交渉官及び分野別の交渉官が出席)

- 首席交渉官会合において、物品テキスト、原産地規則、TBT、繊維、SPS、知的財産、労働、法的・制度的事項、投資、越境サービス、金融サービス、政府調達、電子商取引、国有企業、NCM(非適合措置)について議論し、決着可能な論点については議論を収斂させ、なお残された論点については期限を区切って分野別交渉官に議論させるなど、作業計画を具体化した。
- 並行して、原産地規則、知的財産、投資、法的・制度的事項、繊維、NCM、国有企業について、分野別交渉官による作業部会が開催され、事務レベルで決着し得る論点につき結論を得るため、精力的に議論が行われた。
- 併せて、全ての交渉参加国と首席交渉官レベルでの二国間会合を開催し、二国間の懸案の解決に向けた議論を行った。
- 物品市場アクセスの交渉官による二国間協議も精力的に行われた。
- 今後、TPP交渉の早期決着に向けて引き続き交渉を加速化することとなった。

## 1. 会合日程

9月1日～10日 首席交渉官会合(鶴岡首席交渉官及び分野別の交渉官が出席)

## 2. 結果概要

- 首席交渉官会合において、労働、法的・制度的事項、越境サービス、金融サービス、投資、電子商取引、政府調達、SPS、知的財産、国有企業、環境、物品テキスト、TBT、原産地規則について議論し、決着可能な論点については議論を決着させ、なお残された論点については論点ごとに期限を区切って議論を収斂させることとした。
- 並行して、金融サービス、投資、法的・制度的事項、繊維、国有企業、知的財産、環境、原産地規則について、分野別交渉官による作業部会が開催され、事務レベルで決着し得る論点につき結論を得るため、精力的に議論が行われた。
- 物品市場アクセスに関しては、米国以外の各国と二国間協議を精力的に行い、交渉の前進を図った。それぞれの交渉において着実な進展は実現したが依然として課題は残されている。
- 今後、TPP交渉の早期決着に向けて引き続き交渉を加速させることとなった。

- 9月23日から24日まで、甘利TPP担当大臣が訪米し、ワシントンにおいて、フロマン米国通商代表と協議を行った。
- 同協議では、日米間の残された課題である農産品と自動車について話し合った。
- ぎりぎりの交渉が続けてきており、日本側は柔軟性のある案を示したが、今回の交渉では進展を得ることができなかった。

## 1. 会合日程

- 10月20日～24日 首席交渉官会合(於:キャンベラ)  
(鶴岡首席交渉官及び分野別の交渉官が出席)
- 10月25日～27日 閣僚会合(於:シドニー)  
(甘利TPP担当大臣が出席)
- 10月28日～11月2日 首席交渉官会合(於:シドニー)  
(鶴岡首席交渉官及び分野別の交渉官が出席)

## 2. 結果概要

- 今回の閣僚会合では、全体会合だけでなく、かなりの時間を二国間協議にあて、市場アクセス交渉を中心に二国間で残された課題の解決に努めた。我が国もフロマン米国通商代表をはじめ、会合に出席している全ての閣僚と二国間協議を行い、一定の進展がみられた。
- ルールについては、全体会合において、知的財産、国有企業、環境、投資などについて首席交渉官が事前に絞り込んだ論点について政治レベルで討議し、交渉を前進させることができた。
- 閣僚の議論を踏まえ、首席交渉官が残された課題について更に作業をするよう閣僚から指示が出された。
- 今後数週間以内に再び閣僚会合を開き、さらに交渉を前進させることとなった。
- 我が国としては、早期妥結に向け、引き続き関係国とともに最大限努力していく。

(注)本会合に発表された「TPP参加国の閣僚及び代表による共同声明」は、資料集第1分冊(P. 14)に掲載。

1. 会合日程

- 11月6日～7日 首席交渉官会合(鶴岡首席交渉官及び分野別の交渉官が出席)  
11月8日 閣僚会合(甘利TPP担当大臣出席)  
11月10日 首脳会合(安倍総理、甘利TPP担当大臣出席)

2. 結果概要

(1) 閣僚会合

- 全体会合において、交渉の現状の評価を行い、昨年の首脳会合以来交渉が大きく進展してきたという認識で一致。閣僚は、残された課題の数が絞られ、終局が明確になりつつあることを受けて、妥結に向けて交渉を前進させることに強くコミットした。
- 今後の交渉の進め方についても議論し、交渉のプロセスを加速し、残された課題について合意するための共同作業計画を策定した。
- ニュージーランド・グロースーサー大臣、オーストラリア・ロブ大臣とバイ会談を行い、二国間の残された懸案事項等について議論を行った。

(2) 首脳会合

- 閣僚からの報告を受け、過去数ヶ月間で交渉が「大きく進展」し、交渉の終局が明確になりつつあるとの認識を首脳間で共有した。
- 困難な課題が残っていることを認識しつつ、野心的かつ包括的でバランスの取れた高い水準の協定を実現することに首脳が引き続きコミットすることで一致した。
- 早期妥結に向けて閣僚及び交渉官に、この協定を妥結することを最優先とするよう首脳の指示が出された。

(注)本会合後に発表された「TPP貿易閣僚による首脳への報告書」及び「TPP首脳声明」は、資料集第1分冊(P. 15～21)に掲載。

## 1. 会合日程

12月7日～12日 首席交渉官会合(鶴岡首席交渉官及び分野別の交渉官が出席)

## 2. 結果概要

- 首席交渉官会合において、国有企業、環境、物品貿易、原産地規則、法的・制度的事項等について議論し、決着可能な論点については議論を決着させた。
- 並行して、分野別交渉官による作業部会が開催され、事務レベルで決着し得る論点につき結論を得るため、精力的に議論が行われた。
- 今回の会合を通じ交渉は一定の進展が見られたものの、なお議論を継続すべき論点が残されており、今後、TPP交渉の早期決着に向けて引き続き交渉を加速させることとなった。

## 1. 会合日程

1月26日～2月1日 首席交渉官会合(鶴岡首席交渉官及び分野別の交渉官が出席)

## 2. 結果概要

- 首席交渉官会合において、知的財産、国有企業、投資、物品貿易、法的・制度的事項、原産地規則等について議論した。
- 並行して、分野別交渉官による作業部会が開催され、事務レベルで決着し得る論点につき結論を得るため、精力的に議論が行われた。
- 今回の会合を通じ交渉は着実な進展が見られたものの、なお議論を継続すべき困難な課題が残されており、今後、これらの困難な課題について閣僚の政治判断を仰いで交渉を妥結することができるよう各国が最大限努力していく。

1. 会合日程

3月9日～15日 首席交渉官会合(鶴岡首席交渉官及び分野別の交渉官が出席)

2. 結果概要

- 首席交渉官会合において、知的財産、国有企業、投資、物品貿易、法的・制度的事項、原産地規則等について議論した。
- 並行して、分野別交渉官による作業部会が開催され、事務レベルで決着し得る論点につき結論を得るため、精力的に議論が行われた。
- 引き続き困難な課題が残されているが、今次会合での進展を踏まえ、今後も交渉を加速し、閣僚の政治判断を仰いで交渉を妥結することができるよう各国が最大限努力していく。

- 4月19日夜から21日未明まで、東京において、甘利TPP担当大臣とフロマン米国通商代表との間で、日米間の残された課題であるコメを含む農産品と自動車について、これまでの事務レベルでの協議を踏まえ、閣僚間で厳しい協議を行った。
- 二国間の距離は相当狭まってきたが、コメを含む農産品及び自動車については、依然として課題が残っており、まだ合意までには努力を要する。
- 両大臣は、双方のチームに、残された課題に対処するための作業を継続するよう指示をした。

1. 会合日程

4月23日～26日 首席交渉官会合(鶴岡首席交渉官及び分野別の交渉官が出席)

2. 結果概要

- 首席交渉官会合において、物品貿易、知的財産、繊維、法的・制度的事項、非適合措置等について議論し、一定の進展がみられた。
- 並行して、分野別交渉官による会合が開催され、事務レベルで決着し得る論点につき結論を得るため、精力的に議論が行われた。
- 引き続き難しい課題が残されているが、今次会合での進展を踏まえ、今後も交渉を加速し、閣僚の政治判断を仰いで交渉を妥結することができるよう各国が最大限努力していく。

4月28日、ワシントンD.C出張中の安倍総理は、オバマ大統領との間で日米首脳会談を行ったところ、概要以下のとおり。

【TPP部分抜粋】

○ 安倍総理より、米議会でのTPAの審議が進展していることを歓迎し、オバマ大統領の努力を評価する旨述べた。両首脳は、TPPは地域の経済的繁栄のみならず、安全保障にも資するなど、戦略的意義を持つことを改めて確認した。

○ 安倍総理より、先日行われた甘利TPP担当大臣とフロマン米国通商代表の交渉に触れ、日米間の残された課題について前進があったことを歓迎する旨述べた。両首脳は、日米間の協議の進展はTPP全体の妥結の大きな推進力となることを確認し、日米が交渉をリードし、早期妥結に導いていくことで一致した。

(注)本会合後に発表された「日米共同ビジョン声明」のTPP部分は、資料集第1分冊(P. 22)に掲載。

1. 会合日程

5月16日～27日 首席交渉官会合(鶴岡首席交渉官及び分野別の交渉官が出席)

2. 結果概要

- 首席交渉官会合において、物品貿易、知的財産、国有企業、投資、繊維、法的・制度的事項等について議論し、一定の進展がみられた。
- 並行して、分野別交渉官による会合が開催され、事務レベルで決着し得る論点につき結論を得るため、精力的に議論が行われた。
- 引き続き難しい課題が残されているが、今次会合での進展を踏まえ、今後も交渉を加速し、閣僚の政治判断を仰いで交渉を妥結することができるよう各国が最大限努力していく。

### 1. 会合日程

7月24日～27日 首席交渉官会合(鶴岡首席交渉官及び分野別の交渉官が出席)

7月28日～31日 閣僚会合(甘利TPP担当大臣が出席)

### 2. 結果概要

- 同閣僚会合において、交渉は大きく前進した。しかしながら、いくつかの限られた論点について、引き続き協議が必要との結論に達した。
- ルール分野では、物品貿易、投資、環境、金融サービス、法的・制度的事項など、これまで未決着の論点が残されていた多くの分野において、交渉をまとめることができた。難航していた知的財産分野でも、多くの論点について決着させることができた。
- 物品市場アクセスについても、多くの国との間で交渉を前進させることができた。
- しかしながら、一部の国の物品市場アクセス交渉、知的財産分野の一部について、各国の利害が対立し、交渉を終結させるには至らなかった。
- 多くの論点が決着し、残された課題は相当絞り込まれた。今回の会合の成果を踏まえ、今後も交渉の早期妥結に向けた努力を継続するとの認識が各国で共有された。

(注)本会合後に発表された「TPP閣僚声明」は、資料集第1分冊(P. 23)に掲載。

## TPP閣僚会合(於:アトランタ)の概要(2015年10月)

### 1. 会合日程

- 9月26日～28日 首席交渉官会合(鶴岡首席交渉官及び分野別の交渉官が出席)  
9月29日～10月5日 閣僚会合(甘利TPP担当大臣が出席)

### 2. 結果概要

- 同閣僚会合において、協定締結に向けた閣僚レベルの交渉を成功裏に終え、協定の大筋合意に至った。

#### 【環太平洋パートナーシップ閣僚声明(抜粋)】

我々、オーストラリア、ブルネイ・ダルサラーム、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国及びベトナムの貿易大臣は、環太平洋パートナーシップを成功裏に妥結したと発表できることを嬉しく思う。5年以上の集中的な交渉の後、我々は、アジア太平洋地域にわたり、雇用を維持し、持続可能な成長を促進し、包括的な開発を発展させ、イノベーションを向上させる合意に至った。更に重要なことに、本協定は、各国の国民に利益をもたらす、野心的で、包括的な、高い水準の、バランスの取れた協定という、我々の示した目標を達成している。

(中略)

本協定の成果を公式なものに整えるために、交渉官は、条文の法的面からの検討、翻訳並びに起草及び確認を含め、公表のために整えられた条文を準備するための技術的な作業を継続する。我々は、この協定の具体的な特徴についてステークホルダーと関与し、本協定を整備するための国内手続に着手することを楽しみにしている。

(注)「TPP閣僚声明」の全文は、資料集第1分冊(P. 24)に掲載。

1. 会合日程

11月17日 首席交渉官会合(鶴岡首席交渉官が出席)

11月18日 首脳会合(安倍総理、世耕官房長官副長官が出席)

2. 結果概要

○ TPP大筋合意後、初めてTPP参加国首脳が一堂に会した。

○ 首脳会合では、TPP協定の意義について互いに改めて確認し、できる限り早期の発効に向けて、各国国内の承認を得る取組の着実な実施やTPP参加国の拡大が課題である旨が確認された。

○ 我が国より、歴史的・戦略的意義を有するTPP協定の早期発効に向け、各国首脳がリーダーシップを発揮し、国内の理解を深める取組みや必要な手続を着実に進めるべきである旨、また、参加する国・地域の拡大を目指すべきことを強調した。

(注)本会合後に発表された「TPP首脳声明」は、資料集第1分冊(P. 25)に掲載。

## 1. 会合日程

- 2月3日 首席交渉官会合(鶴岡首席交渉官が出席)
- 2月4日 閣僚会合(高鳥内閣府副大臣が出席)
- 2月4日 TPP協定署名式(高鳥内閣府副大臣が出席)

## 2. 結果概要

- TPP交渉に参加した12か国全てが署名し、これによりTPP協定の条文が確定した。
- 署名に先立ち、TPP閣僚会合が行われた。TPP協定の意義を再確認するとともに、署名後は、協定を発効させるための各国の国内手続きを完了させる必要があるとの認識を共有することができた。
- さらに、アメリカ、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド、ベトナムとの二国間交換文書についても、高鳥副大臣が署名を行い、相手国と交換した。

(注)本会合後に発表された「TPP閣僚声明」は、資料集第1分冊(P. 27)に掲載。